

平成３１年 第４回 時津町教育委員会の会議				
招集年月日	平成３１年３月２５日（月）			
招集の場所	時津町役場本庁舎５階第３会議室			
開・閉議日時及び宣言	開 議	平成３１年３月２５日（月）午後１時３０分		
	閉 議	平成３１年３月２５日（月）午後３時４０分		
出欠委員の氏名 出席 ４名 欠席 １名	職 名	氏 名	出 席	欠 席
	教育長職務代理者	綿谷 章	○	
	委 員	宮原 克也		○
	委 員	吉田三知子	○	
	委 員	天田 明香	○	
	教育長	相川 節子	○	
事務局出席者	教育次長	請田 和則	社会教育課長	蒔添 浩明
	学校教育課長	岡 由紀子	教育総務課長	栗山 浩毅
			教育総務課長補佐	中村 智樹
備 考				

会 議 日 程

開会・開議

日程第 1 会議録の承認について（第 2 回）

日程第 2 教育長報告

日程第 3 報告第 2 号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

日程第 4 議案第 6 号 時津町教育委員会一般職の臨時職員等の勤務条件に関する
規則の一部を改正する規則

議案第 7 号 時津町学校運営協議会規則の一部を改正する規則

議案第 8 号 時津町立小中学校処務規則の一部を改正する規則

議案第 9 号 時津町立小中学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について

議案第 10 号 時津町立小中学校評議員の委嘱について

議案第 11 号 時津町社会教育委員の委嘱について

議案第 12 号 時津町公民館運営審議会委員の委嘱について

議案第 13 号 時津町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱について

議案第 15 号 時津町スポーツ推進委員の委嘱について

議案第 16 号 第三次時津町子ども読書活動推進計画について

議案第 17 号 平成 31 年度時津町教育委員会の努力目標について

議案第 18 号 時津町教育委員会事務局職員の人事について

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席者は4名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、平成31年第4回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

日程第1 会議録の承認について（第2回）

○ 相川教育長

日程第1、平成31年第2回の会議録の承認を求めることについての件を議題とします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に送付してありますので、直ちに質疑に入りたいと思います。会議録の内容につきまして、ご質問ありませんか。

○ 相川教育長

無いようですので、平成31年第2回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。従いまして、平成31年第2回の会議録を承認することに決しました。

日程第2 教育長報告

○ 相川教育長

続きまして、日程第2、教育長報告を行います。

平成31年2月27日から平成31年3月24日までの行事等への参加について、ご報告いたします。（別紙教育長報告に基づいて報告）

ただ今の報告について、ご質疑ありませんでしょうか。

ご質問は、無いようですので、これで教育長報告を終了します。

日程第3 報告第2号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

○ 相川教育長

続きまして、日程第3、報告第2号、教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学についての報告を受けたいと思います。

お諮りします。本案は、秘密会で議事進行を諮りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。従いまして、本案は、秘密会で議事進行することに決しました。

【秘密会のため本会は非公開】

これより、秘密会を解除したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第 4 議案第 6 号 時津町教育委員会一般職の臨時職員等の勤務条件に
関する規則の一部を改正する規則

○ 相川教育長

続きまして、日程第 4、議案第 6 号、時津町教育委員会一般職の臨時職員等の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則についての件を議題とします。本案につきまして、事務局の説明をお願いします。

○ 栗山教育総務課長

はい。議案第 6 号、時津町教育委員会一般職の臨時職員等の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。本案は、町長部局の臨時職員等の勤務条件の見直しに関する改正に準じて平成 31 年 4 月 1 日から教育委員会で雇用する臨時職員等に対する勤務条件を改めるものです。

具体的には、月額で雇用する臨時職員等に対する給与の額を改定するほか、年次有給休暇及び特別休暇の付与条件等を改めております。

まず、月額で雇用する職員のうち、学校教育相談員、社会教育指導員、公民館長、B & G 海洋センター所長のほか、大卒、短大卒、高卒の臨時職員の月給について、国家公務員の給与表を基に給料の額を決定している職であることから、昨年の人事院勧告に伴う改正後の国家公務員の給料表の増額改定に準じた改正を行っております。内容については、現行と改正案を比較した表を見てもらうとわかり易いと思います。

次に、年度の途中に新たに臨時職員等となる者に対する年次有給休暇について、労働基準法の基準を満たさないため、所要の改正を行っております。最終ページ別表 3 の削除となります。

次に、特別休暇に関するものとしまして、忌引き休暇に関しまして、現在、対象となる職員を 6 月以上の雇用予定期間が定められている臨時職員等又は 6 月以上継続勤務している臨時職員等に限定しておりますが、この限定がなくなります。

また、結婚休暇を新たに新設いたしまして、臨時職員等が結婚する場合に連続する 5 日を

上限とする休暇を取得できるようになります。

なお、忌引休暇、結婚休暇に関しましては、国の非常勤職員にかかる休暇制度見直しに関するものと同様の内容となっております。

以上本案に係る概要の説明となります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○ 相川教育長

本案の説明について、ご質問等ありませんか。

○ 綿谷教育委員

年次有給休暇についてですが、4月雇用で10日間年休を付与された場合、10日間の休みをとることができなかつたら、順次繰り越しとなるとの理解でよろしいでしょうか。

国の規定では、5日は必ず取得することとなっていたかと思うが、その適用は反映されているのでしょうか。

○ 栗山課長

公務員は、5日の適用の対象外となっています。

○ 請田教育次長

5月雇用された者は、9日。6月雇用された者は、8日の年次有給休暇が付与されていますが、雇用から6カ月経過後に10日に変更となります。また、5日間の年次有給休暇消化については、公務員は対象外となっています。

○ 綿谷教育委員

5日間の年次有給休暇の取得について、確認させていただきました。

○ 相川教育長

他に、ございませんでしょうか。

無いようですので、質疑を終了し採決をとります。

ただ今の議案6号の説明にご異議等ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

議案第6号 時津町教育委員会一般職の臨時職員等の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則の件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第7号 時津町学校運営協議会規則の一部を改正する規則について

○ 相川教育長

続きまして、日程第４ 議案第７号 時津町学校運営協議会規則の一部を改正する規則についての件を議題といたします。議案第７号につきまして、事務局の説明をお願いします。

○ 岡学校教育課長

議案第７号 時津町学校運営協議会規則一部を改正する規則についてご説明いたします。

本議案は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、規則に引用していた条文の条項のずれが発生しているため、必要な改正を行うものでございます。以上で議案第７号の説明を終わります

○ 相川教育長

本案の説明について、ご質問等ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第７号 時津町学校運営協議会規則一部を改正する規則の件は、原案のとおり可決されました。

日程第４ 議案第８号 時津町立小中学校庶務規則の一部を改正する規則について

○ 相川教育長

続きまして、日程第４ 議案第８号 時津町立小中学校庶務規則の一部を改正する規則についての件を議題といたします。本案につきまして、事務局の説明をお願いします。

○ 岡学校教育課長

議案第８号 時津町立小中学校庶務規則一部を改正する規則についてご説明いたします。

本議案は、児童生徒の忌引日数の基準について、「曾祖父母」の取り扱いを加えるとともに、条文中の「登校拒否」を「不登校」に、「適応指導教室」を「教育支援センター」に文言の修正を行うものでございます。いままで児童生徒の忌引につきましては、職員に準じるようになっておりましたが、児童生徒におきましては、曾祖父母の可能性もあるとのこと。また、県立学校におきましても曾祖父母も加わっているとのことで、今回、改正を行うものでございます。以上で議案第８号の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案の説明について、ご質問等ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第 8 号 時津町立小中学校庶務規則一部を改正する規則の件は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 9 号 時津町立小中学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について

○ 相川教育長

続きまして、日程第 4 議案第 9 号 時津町立小中学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱についての件を議題といたします。本案につきまして、事務局の説明をお願いします。

○ 岡学校教育課長

議案第 9 号 時津町立小中学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について、ご説明いたします。

本議案は、学校保健安全法第 23 条の規定により、平成 31 年度の時津町立小中学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について、審議をお願いするものでございます。一覧表を添付しておりますのでご覧ください。平成 31 年度の委嘱につきましては、平成 30 年度からの変更はありません。

○ 相川教育長

本案の説明について、ご質疑等ありませんでしょうか。

議案どおりとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第 9 号 時津町立小中学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 10 号 時津町立小中学校学校評議員の委嘱について

○ 相川教育長

続きまして、日程第 4 議案第 10 号 時津町立小中学校学校評議員の委嘱についての件を議題といたします。本案につきまして、事務局の説明をお願いします。

○ 岡学校教育課長

議案第 10 号 時津町立小中学校学校評議員の委嘱について、ご説明いたします。

本議案は、町立小中学校管理規則第 17 条の 3 第 3 項に基づき審議をお願いするものでございます。

平成 31 年 4 月 1 日付で町立小中学校学校評議員の委嘱を行う方々の一覧を、後ろに添付

させていただきます。平成31年度は、時津東小学校の評議員として、「木山 千春」様が新たに推薦されております。木山様は、これまでにPTA活動や育成会活動に携わり、こどもの育成に尽力いただいている方です。また、現在主任児童委員も務められており、「ご本の会」に所属されております。以上で、議案第10号 時津町立小中学校評議員の委嘱についての説明を終わります。

○ 相川教育長

本案の説明について、ご質問はありませんでしょうか。

○ 綿谷教育委員

時津中学校の浜中さんの職業欄を、適切な名称に訂正をお願いします。

○ 岡学校教育課長

浜中さんの職業欄を訂正いたします。

○ 相川教育長

委嘱期間が長くなっている方がいらっしゃるため、今後は、刷新、交代等考える必要があるのかもしれないが、今年度については、議案どおりとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第10号時津町立小中学校学校評議員の委嘱についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第11号 時津町社会教育委員の委嘱について

○ 相川教育長

続きまして、日程第4 議案第11号 時津町社会教育委員の委嘱についての件を議題といたします。本案につきまして、事務局の説明をお願いします。

○ 蒔添社会教育課長

議案第11号 時津町社会教育委員の委嘱についてご説明いたします。

時津町社会教育委員につきましては、平成31年3月31日で今期の任期が満了となります。そのため、平成31年4月1日付けで新たに委嘱する必要があり、教育委員会の承認を得るため提出するものでございます。

委員につきましては、別紙の委員名簿をご覧ください。

ご覧のとおり、今回は、委員10名のうち山内 匡子(きょうこ)氏以下8名の方を、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間を任期として委嘱するものでござい

ます。

今回、新たに委員として委嘱する方は、6番の宮本委員、8番の児玉委員及び9番の上
畠委員で、他の委員5名については再任となっています。

なお、名簿が空欄となっている1番の小中学校長代表1名につきましては、4月に開催さ
れる町内校長会により決定し、また、10番の学識経験者1名につきましては、委員の選考
に時間を要しておりまして、現在、まだ決定していない状況であります。早急に選任し、決
まり次第、委嘱の承認についてあらためてご提案をさせていただきたいと考えておりますの
で、ご了解いただきますようお願いいたします。以上で、議案第11号の説明を終わります。
よろしくご審議をお願いいたします。

○ 相川教育長

本案の説明について、ご質問等ありませんでしょうか。

○ 綿谷教育委員

長年委員をやる方がいらっしゃるということと、学校評議員と社会教育委員に4名の方が
重なっているようで、もっと多くの方に委員としてかかわっていただけるような体制づくり
をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○ 蒔添社会教育課長

今回、数名の方を新しく選任しましたが、次回に向けて検討していきたいと思います。
ありがとうございます。

○ 吉田教育委員

新しい方に加入してもらうためにも、定年制を設けるのも1つの案としてよいのではない
かと思いますがいかがでしょうか。

○ 綿谷教育委員

年代別の配置等の検討もよいのではないのでしょうか。町により形で反映させることができ
るかと考えた場合に、どういう方法があるかということを含め検討いただきたいと思います。

○ 相川教育長

次回に向けて検討していくとのことで、今年度は原案どおりの承認をいただいてよろしい
でしょうか。

○ 綿谷教育委員

次回に向けて検討いただくという条件を満たしていただけるとのことで、承認いたします。

○ 相川教育長

では、改めまして承認をいただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます

従いまして、議案第 11 号 時津町社会教育委員の委嘱についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 12 号 時津町公民館運営審議会委員の委嘱について

○ 相川教育長

続きまして、日程第 4 議案第 12 号 時津町公民館運営審議会委員の委嘱についての件を議題といたします。本案につきまして、事務局の説明をお願いします。

○ 蒔添社会教育課長

議案第 12 号 時津町公民館運営審議会委員の委嘱についてご説明いたします。

先ほどの議案第 11 号と同様、時津町公民館運営審議会委員につきましても、平成 31 年 3 月 31 日で今期の任期が満了となります。

そのため、平成 31 年 4 月 1 日付けで新たに委嘱する必要があり、教育委員会の承認を得るため提出するものでございます。

委員につきましては、別紙の委員名簿にありますように社会教育委員と同じメンバーで提案しております。

平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までを任期として委嘱するものでございます。

社会教育委員と同様、2 名の方がまだ決定しておりませんが、決まり次第、早急に委員の委嘱についてご提案をさせていただきたいと考えておりますのでご了解いただきますようお願いいたします。

以上で、議案第 12 号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 相川教育長

本案の説明について、ご質問等ありませんでしょうか。

○ 綿谷教育委員

社会教育委員の規定・役割等ありますでしょうか。

○ 蒔添社会教育課長

本町の社会教育事業について教育委員会が諮問し、それに対して、年 3 回の審議会において、町の社会教育事業等についての協議を行い、意見等をいただいております。また、社会教育委員については、社会教育法の中で明文化されています。

○ 綿谷教育委員

町としての規定等はないのでしょうか。

○ 蒔添社会教育課長

町の条例等にはありません。

○ 綿谷教育委員

社会教育委員が、公民館の運営を担うものと思ってしまうところがあります。社会教育委員の役割を公民館運営と明文化すると、審議会委員の委嘱はしなくてもよいのではと思います。

○ 請田教育次長

社会教育委員と公民館運営審議会委員は別の方がよいのか。法的にはどうなのか。また、時津町の現状である兼任のいきさつについて、確認させていただきたいと思います。

○ 相川教育長

今回につきましては、原案どおりとし、兼任等については、確認及び検討するとのことで、可決ということによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

可決との承認をいただきましたので、議案第 12 号 時津町公民館運営審議会委員の委嘱についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 13 号 時津町放課後子ども教室運営審議会委員の委嘱について

○ 相川教育長

続きまして、日程第 4 議案第 13 号 時津町放課後子ども教室運営審議会委員の委嘱についての件を議題といたします。本案につきまして、事務局の説明をお願いします。

○ 蒔添社会教育課長

議案第 13 号 時津町放課後子ども教室運営審議会委員の委嘱についてご説明いたします。

時津町放課後子ども教室運営委員会委員につきましては、平成 31 年 3 月 31 日で今期の任期が満了となります。

そのため、平成 31 年 4 月 1 日付けで新たに委嘱する必要があり、教育委員会の承認を得るため提出するものでございます。

委員につきましては、別紙の委員名簿をご覧ください。

記載のとおり、今回は、委員 10 名のうち田窪 幸男氏以下 9 名の方につきまして、平成

31年4月1日から平成32年3月31日までの1年を任期として委嘱するものでございます。

今回、新たに委員として委嘱する方は、6番の太田委員、7番の道下委員で、このお二人は、平成31年度から町が委託して実施する予定となっております「時津小学校放課後子ども教室」の理事会の代表及び副代表の方で、これまで、委員として「子どもの居場所づくり実行委員会」と「寺子屋とぎつ塾実行委員会」から選出しておりました2名の委員に代わり委嘱するものでございます。

なお、名簿が空欄となっている1番の町内小学校長代表につきましては、4月に開催されます町内校長会で決定次第、委員の委嘱について、あらためてご提案をさせていただきたいと考えておりますのでご了解いただきますようお願いいたします。

○ 相川教育長

本案の説明について、ご質問ないでしょうか。

○ 綿谷教育委員

今回時津小学校区の方が新しく加われたとのことですが、他の小学校との兼ね合い等問題はないですか。

○ 蒔添社会教育課長

時津小学校区内での事業としてやることなので、他の小学校等には、何ら影響はないと考えております。

○ 綿谷教育委員

時津町放課後子ども教室運営委員会とは、町全体の会ですよね。

○ 蒔添社会教育課長

そうです。

○ 綿谷教育委員

町全体の会という観点から、他の小学校区に、参考にしたいという方はおられないのでしょうか。

○ 蒔添社会教育課長

放課後子ども教室等これまで実際に運営を行っている方々から選出させていただいておりますので、他の学校から選ぶということは考えていませんでした。

○ 綿谷教育委員

町全体にかかる運営協議会であれば、町全体に活動の情報を広めていただければと思います。

す。

○ 相川教育長

今、北小学校においても考えがでてきております。町内４つの学校区にできればと思い発信方法を考えており、活動が拡大し広まってくればよいと考えております。

○ 綿谷教育委員

ぜひとも町全体に活動の情報を広めていってください。

○ 相川教育長

学校支援会議を核として発信していければと思っております。

他にございませんか。

では、議案第１３号は可決ということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

では、議案第１３号 時津町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第４ 議案第１５号 時津町スポーツ推進委員の委嘱について

○ 相川教育長

続きまして、日程第４ 議案第１５号 時津町スポーツ推進委員の委嘱についての件を議題といたします。本案につきまして、事務局の説明をお願いします。

○ 蒔添社会教育課長

議案第１５号 時津町スポーツ推進委員の委嘱についてご説明いたします。

時津町スポーツ推進委員につきまして、平成３１年３月３１日で今期の任期が満了となります。

そのため、平成３１年４月１日付けで新たに委嘱する必要があり、教育委員会の承認を得るため提出するものでございます。

委員につきましては、別紙の委員名簿をご覧ください。

記載のとおり、長田 和幸氏以下１４名の方につきまして、平成３１年４月１日から平成３３年３月３１日までの２年間を任期として委嘱するものでございます。

今回、新たに委員として委嘱する方は、１３番の樋間委員及び１４番の川端委員で、他の１２名の委員については再任となっています。

なお、名簿が空欄となっている各小中学校代表６名につきましては、現在、各学校に委員の選任を依頼中でありますので、決定しておりませんが、決まり次第、委員の委嘱についてご提案をさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で、議案第 15 号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 相川教育長

本案の説明について、ご質問はありませんでしょうか。

○ 綿谷教育委員

今回、樋口さんが降りられたのですか。

○ 蒔添社会教育課長

70歳を定年としておりまして、今回、本山さんと樋口さんが定年で辞められ、2名の変更となっています。

○ 相川教育長

他にご質疑ありませんでしょうか。

それでは、議案第 15 号につきましては、原案のとおり決することによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、議案第 15 号 時津町スポーツ推進委員の委嘱についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 16 号 第三次時津町子ども読書活動計画について

○ 相川教育長

続きまして、日程第 4 議案第 16 号 第三次時津町子ども読書活動計画についての件を議題といたします。本案につきまして、事務局の説明をお願いします。

○ 蒔添社会教育課長

議案第 16 号 第三次時津町子ども読書活動計画についてご説明いたします。

本議案は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第 9 条第 2 項の規定に基づき、平成 26 年 3 月に策定しました「第二次時津町子ども読書活動推進計画」が今年度で 5 年間の計画期間が終了することから、新たに「第三次時津町子ども読書活動推進計画」を策定し、教育委員会の承認を得ようとするものです。

本計画におきましては、平成 19 年 3 月に、平成 19 年度から平成 23 年度の 5 年間の計画期間とする第一次計画を、また平成 26 年 3 月には、平成 26 年度から平成 30 年度の 5 年間の計画期間とする第二次計画を策定しました。

この計画は、本町における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や具体的な取組を示したものであり、この計画に基づき、本町では、これまで時津図書館と学校図書館との連携により、小中学校へのおはなしの出前や幼児を対象としたお話し会を実施するなど子ど

もが読書に親しむ機会と環境を整備、充実するための施策を行ってまいりました。

今回、二次計画の取り組みや成果を踏まえ、平成31年度から平成35年度の5年間を計画期間として、第三次子ども読書活動推進計画を策定することとしました。計画策定にあたっては、時津図書館、幼稚園、保育園、学校PTA、図書ボランティア、学校、町保健師など子どもの読書活動に関わる方々から幅広い意見を求めるため、合計15名の委員からなる策定委員会を設置し、昨年7月から本年2月までに合計4回の委員会を開催しました。

それでは今回の計画の概略について、ご説明いたします。

まず、1ページから4ページまでを第1章とし、計画策定の目的、計画策定の位置づけ、計画の対象、計画の期間、時津町のめざす姿、計画の基本方針、計画の体系をまとめております。3ページ5番の時津町のめざす姿には、「第5次時津町総合計画」で掲げております「豊かな心と学びのあるまち」を創ることを目標に掲げ、この目標と6番の計画の基本方針の達成のため、27ページから37ページまでの第3章に、方策の方向や具体的な取り組みを記載しております。

また、5ページから26ページの第2章には第二次計画における取り組み等について、町内4小学校と2中学校の児童生徒及び保護者並びに町内保育園の一部と町内3幼稚園に通う乳幼児の保護者を対象に実施したアンケート調査の結果を6ページに掲載しております。最後には、本計画の策定にあたりご尽力いただきました委員の名簿を掲載させていただいております。

なお、本計画書につきましては、町内幼稚園や保育園、各小中学校、町内児童館をはじめ、学校図書館ボランティア団体やPTAなど子どもの読書活動に関わる団体等に配布し、子どもの読書活動の更なる推進を図って参りたいと思っております。

以上で、議案第16号の説明を終わらせていただきます。

○ 相川教育長

4ページの計画の体系にある①読書に親しむ機会の提供と充実②を読書環境の整備充実③人材育成を大きな柱とし、また、新たに、「家読の推進」と「障害のある子どもの読書環境の整備と支援」を強化して読書活動を推進していきます。

本案の説明について、ご質問等ありませんでしょうか。

○ 吉田教育委員

以前は、乳児検診の後にブックスタートを実施していたと思いますが、その後別日にブックスタートを実施していて利用者が減ってきていると聴いており、本をもらっていない人がいるのではないかと考えているのですが、今のブックスタートの利用状況及び参加者数について、お聞きしたいと思います。

○ 請田教育次長

基本的にブックスタートは、国保健康増進課の保健センターの事業です。従前は、4か月検診時に同時に行っていましたが、非常に混雑して内容が保護者に伝わらないとのことで、

別日を設けたため参加者が少なくなったと聞いています。

ただ、当日参加できなくても図書館あるいは分館でお渡しできるシステムを作って、後日にお渡ししているとしておりますが、人数までの把握はしておりません。現在も同じやり方で行っていると聞いております。

○ 吉田教育委員

混雑する上に、時間もかかるので子どももお母さんも疲れてしまうと聞きました。

○ 請田教育次長

別日にはなりましたが、親子のつながり事業として、国保健康増進課の方で推進している状況です。

○ 吉田教育委員

本は今も1冊ですか。

○ 請田教育次長

今は、2冊になっています。

○ 相川教育長

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、議案第16号 第三次時津町子ども読書活動計画についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第17号 平成31年度時津町教育委員会の努力目標について

○ 相川教育長

続きまして、日程第4 議案第17号 平成31年度時津町教育委員会の努力目標についての件を議題といたします。本案につきまして、事務局の説明をお願いします。

○ 栗山教育総務課長

平成31年度時津町教育委員会努力目標につきまして、各課それぞれで説明させていただきます。まず初めに、教育総務関係から説明いたします。

1番目に教育委員会の適切な運営(1)新しい教育委員会制度に対応した教育委員会の運営として、昨年10月に新しい教育長体制となりまして、①総合教育会議の開催などを通じて、町長と教育委員会が十分に意思疎通を図り、より一層地域住民の民意を反映した教育施策が展開されるよう努めます。②住民に対して開かれた教育行政を推進する観点から、教育

委員会点検・評価報告書及び議事録の確実な作成とホームページを活用した公表に努め、教育行政の透明化を図ります。ということで、教育委員会の点検評価としましては、平成29年度分から、議事録につきましては、平成31年1月第1回分から町のホームページに公表しておりますのでご覧ください。

2番目に安全・安心でのびのびと学習できる教育環境の整備として（1）学校施設・設備の整備充実につきましては、①と②が一番大きな事業となります。①児童生徒が安全で快適な環境において教育を受けられるよう、夏までに町立小中学校の空調設備を整備します。また、②教育施設の効率的かつ効果的な維持管理等を行うため、長寿命化計画の策定に取り組みます。を掲げており、学校教育施設、社会教育施設等含め各施設の状態を調査し、今後の修繕、更新等検討するとして長寿命化計画を平成31年度中に策定することとしております。③各学校施設・設備の適切な維持・管理を行い、安全で快適に学習できる教育環境の改善に努めます。④学校給食共同調理場の各種設備等について、計画的に更新し、安全安心な学校給食の提供に努めます。

3番目に修学支援等の推進につきまして（1）奨学資金貸付制度及び就学援助の適切な運用としまして、①意欲・能力のある者に対する教育の機会が適切に確保されるよう、高等学校、大学等への進学にかかる奨学資金の貸与制度に取り組み、引き続き制度の周知に努めます。②幼児、児童、生徒の就園、就学を援助するため、就学援助に取り組みます。また、例年5月に支給しておりました新入学学用品費を、31年からは入学前の3月に支給することとしております。今後も確実に実施するとともに引き続き制度の周知に努めます。教育総務としては、以上となります。

○ 岡学校教育課長

続きまして、学校教育関係です。

まずは、確かな学力の向上ということで、全国学力・学習状況調査や長崎県学力調査及び各種学力調査の分析を行い、時津町学力向上プランや各学校の学力向上プランをもとに、町立小中学校の学力向上対策に取り組んでまいります。幾つか抜粋して説明させていただきます。④の小学校において平成32年度からの、5・6年生の「外国語科」、3・4年生の「外国語活動」の導入に向け、本年度より3・4年生で35時間の外国語活動、5・6年生では70時間の外国語活動を実施するとともに、教職員の指導力向上、外国語指導助手の活用等により、外国語教育の充実に努めてまいります。

それから、豊かな心の育成としまして「特別の教科道徳」において、「考え、議論する道徳」をめざした授業改善に取り組み、児童生徒一人一人が、自分自身や未来をしっかりと見つめ、人間としてよりよく生きるために、道徳性を育む教育を推進するとしております。中学校につきましては、平成31年度から道徳が教科化となっております。

続きまして、健やかな体を育む健康教育の推進につきましては、例年どおりになりますが、子どもたちの体力向上、食育の推進に努めてまいります。

4番目の特別支援教育の充実につきましては、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握

し、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援に努めてまいります。それから、幼保連会議や特別支援教育コーディネーター研修会を開催し、特別支援教育に関わる教職員の資質向上に努めてまいります。

5番の教育相談体制の充実につきましては、学校運営や児童生徒の指導について、指導主事による指導・助言を行い、学校の支援に努めます。また、平成30年度9月に開設されました教育支援センターにおいて、心理的、情緒的な要因により、集団生活になじめず、学校に通うことのできない児童生徒に対して、個別相談や小集団での指導を通して学校復帰や社会的自立の支援を行います。平成31年度につきましては、指導員の勤務時間を週3時間づつ拡大しまして、よりきめ細かな対応に努めてまいります。

続きまして、6番の安全・安心な学校づくりの推進につきましては、火災、地震などの様々な災害や、事件・事故等の危険から身を守るため、安全に必要な知識を身に付けさせる指導の徹底と安全体制の保持に努めてまいります。

それから、7番の教職員の資質・力量の向上につきましては、校内研修への指導主事の派遣、長崎県教育センターの研究援助事業の活用等により、指導力向上、授業改善を図ってまいります。また、④の平成32年度からの、小学校における「プログラミング教育」の導入に向けて、中央研修受講者や外部講師を活用し、プログラミング教育に関する研修を実施する等、教職員の指導力向上を図ってまいります。その他、様々な研修等を活用しながら教職員の資質・力量の向上に努めてまいります。

それから、8番目にあります地域とともにある学校づくりの推進につきましては、開かれた学校からさらに一歩踏み出して、地域の人々や保護者と目標を共有し、地域と一体となって子どもたちを育むために、ともに協働していく仕組みづくり等学校運営の改善を行ってまいります。さらに学校公開による授業参観を推進してまいります。以上、学校教育課の説明といたします。

○ 蒔添社会教育課長

続きまして、社会教育関係の説明をいたします。

1番の生涯学習体制の充実・活動の促進につきましては、生涯学習活動の促進ということで、31年度も「五つのしおり」の啓発、推進に努めていきたいと考えております。また、公民館での教室や夏休み子ども教室および軽スポーツ教室など、子どもから高齢者にいたるまで、それぞれのライフステージに合わせた学習機会の提供に努めたいと思っております。

読書活動の促進につきましては、「第三次時津町子ども読書活動推進計画」に基づく家庭における子ども読書活動の推進を図るため、家読（うちどく）の普及、啓発に努めてまいりたいと思っております。

2番の生涯スポーツ体制の充実・活動の促進におきましては、生涯スポーツ活動の促進といたしまして、平成29年度に整備いたしました東部コミュニティセンターや海洋センターのトレーニングマシンの活用を更に推進し、高齢者の体力向上、健康増進を図っていきたく思っております。また、30年度に改修した海洋センタープールの利用促進に努め、子どもたちが水泳に親しむ機会の拡大を図ってまいりたいと思っております。

4 番の歴史・伝統の保存、継承につきましては、歴史・文化遺産の適切な保全・整備ですが、茶屋の保存、活用を図るため、31 年度中に早期の用地取得を目指します。また、ペーロン舟の適切な維持管理を行うため、日並郷の木場崎地区に 2 つ目の格納庫を建設する計画を立てており、建設に向け設計等の業務を進めていきたいと思います。早ければ 31 年度中に格納庫ができるのではと考えております。

5 番の家庭の教育力の向上につきましては、家庭教育支援体制の充実として、これまでも実施しております元村地区、左底地区の「エンジョイ！パパ・ママ事業」の充実を図っていきたいと考えております。それから、ファシリテーターを活用した家庭教育学級の充実を図ってまいります。

青少年健全育成につきましては、青少年健全育成町民会議と協力し、「子褒め事業」や「通学合宿」の充実、促進に努めてまいります。「土曜学習教室推進事業」と新たに「放課後子ども教室事業」を事業として時津小校区の子どもたちへの教育活動の充実を図ってまいりたいと思っております。

地域の教育力の向上につきましては、学校、保護者、地域住民との連携を図り、学校支援会議に係る情報交換会や研修会を実施し、活動の拡大や活性化を推進していきたいと思っております。以上で社会教育関係の説明を終わります。

○ 相川教育長

今の説明について、質問はありませんか。

○ 綿谷教育委員

まず、教育総務関係についてですが、1-1-①にある町長と教育委員会が十分に意思疎通を図れるように、総務課と連携をとっていただきたい。過去 2 回は十分だったとは言えないです。

2-1-②にある長寿命化計画とはどうゆうもののでしょうか。簡単でいいので説明いただきたいと思います。

○ 栗山教育総務課長

総合教育会議につきましては、総務課と更なる連携を図ってまいります。

長寿命化計画につきましては、学校教育施設、社会教育施設の状態を調べ、優先順位や予算も含めたところで、計画的にどの施設をどのタイミングで修繕・更新等を行うか考えていけないといけないとのことでの計画策定となります。

○ 綿谷教育委員

建物の現状を早く把握し、計画的に行うことは、学校安全上においても必要なことですので、是非ともやっていただきたいことと思います。

学校教育関係の確かな学力の向上について、お尋ねします。

各種学力調査等を分析して、学力向上に取り組むとしてあるが、国・県の平均点を上回る

ことを確保していただきたいと思います。

5 番目の指導員の勤務時間を、3 時間ずつ拡大するとは、何時間になるのでしょうか。

○ 岡学校教育課長

教育支援センターの指導員 1 人あたり週 19 時間で、指導員は 2 人です。

○ 綿谷教育委員

教職員の資質力量の向上の⑤にあるよう不祥事の根絶に取り組んでいただきたいと思います。

社会教育関係についてお尋ねします。

2 番の生涯スポーツ体制の充実・活動の促進の中の町内 2 カ所に設置されているトレーニングマシンについて、平成 31 年度において、指導員を設置する計画はありませんか。

○ 蒔添社会教育課長

31 年度の計画にトレーニングマシンの専門指導員を設置する予定はありません。

○ 綿谷教育委員

(2) リーダー指導員の養成で、「ジュニアスポーツ指導者セミナーを実施し、専門的な知識を持った講師による講義や実技研修を通して子どもたちの体や心を十分に理解した指導者を養成します。」とあるが、町として責任等どう考えているのかお尋ねしたいです。

○ 蒔添社会教育課長

少年スポーツ指導者を集めて指導の危機管理研修を受けていただき、責任を負うという方向性を持っていければと思うが、今後検討していきたく思います。担当者を含め他市町や県と連携し、検討していきたく思います。

○ 綿谷教育委員

私たちが行っているスポーツクラブにおいては、国の指導資格をもっていないと指導ができないこととなっているんです。有資格者でする以上責任が発生している。町で、いろんなスポーツ活動が行われているが、資格等ないままで指導が行われるのでは、不安でたまらないと思ってます。早めの整備をお願いしたいと思います。

○ 請田教育次長

現指導者の中に資格を有している方もいらっしゃるかもしれないが、社会教育課では確認していません。今後の課題として取り組みたいと思います。

○ 吉田教育委員

教育総務関係 3-1-①の奨学資金貸付制度について、お尋ねします。以前お尋ねした際

に利用者は２人と聞きましたけれど、今の利用者数を教えてください。

○ 栗山教育総務課長

３１年度は、３名の方が内定しております。過去については２名の方に貸与している状況です。

○ 吉田教育委員

少しずつ周知されてきたとのことでしょうか。どういった周知をされているのでしょうか。

○ 栗山教育総務課長

広報とぎつへの掲載や就学資金の貸与制度について、町立中学校の３年生の生徒全員へ案内の配布及び県内の高等学校に案内を行っています。

○ 吉田教育委員

社会教育関係の生涯学習体制の充実活動の促進で、家読の普及啓発に努めるとあるがどういった方法を検討されているのでしょうか。

○ 蒔添社会教育課長

学校、ＰＴＡを通じ保護者に発信していくことを検討しています。

○ 相川教育長

ＰＴＡの目標として家庭における読書に力を入れている学校もあります。保育所、幼稚園においてのアンケート調査には、読み聞かせをする家庭が多いという結果が出ております。小学校高学年から中学校にかけて少なくなってきています。ＰＴＡに呼び掛けることが一番と思われます。

○ 吉田教育委員

私の子どものことになりますが、私も本が好きで、小さいころ読み聞かせをやっていましたが、中学生になって、漫画に走りましたが、大人になってまた、本を読むようになってくれました。親が本を読む姿を見せることが大切だとききました。家読は、ほんとに大切なことだと思いますので頑張っていきたいと思います。

○ 天田教育委員

子どもは、学校では本を読むが、家ではなかなか本を読まない傾向があります。子どもだけでなく、親から本を読む機会を増やすことが必要と思います。

○ 吉田教育委員

茶屋本陣の土地は、個人のものなのですか。

○ 蒔添社会教育課長

茶屋の大きな家屋部分は、寄贈いただいておりますが、土地はお借りしている状態ですので、早急に土地を取得して、他のところも改修保存をしていく必要があると考えております。

○ 相川教育長

他にありませんか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、議案第 17 号 平成 31 年度時津町教育委員会の努力目標についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 18 号 時津町教育委員会事務局職員の人事について

○ 相川教育長

続きまして、日程第 4 議案第 18 号 時津町教育委員会事務局職員の人事についての件を議題とします。それでは、事務局から説明をおねがいします

○ 栗山教育総務課長

議案第 18 号 時津町教育委員会事務局職員の人事についてということで、平成 31 年 3 月 31 日及び平成 31 年 4 月 1 日付の事務局付の人事につきまして、別紙のとおりになります。平成 31 年 3 月 31 日付で請田教育次長が退職となり、町長部局へ出向となります。また、教育総務課に再任用しております小柳さんが退職で町長部局へ出向となります。平成 31 年 4 月 1 日付での人事異動としまして、松園産業振興課長が教育次長として異動となります。また、教育総務課におります中上さんが、主査から係長に昇格となります。福祉課から再任用で前田さんが教育総務課に異動となります。社会教育課の小川さんが町長部局福祉課へ異動となります。住民環境課から山下さんが社会教育課へ異動となります。

○ 相川教育長

ご質問ありませんでしょうか。

では、議案第 18 号 時津町教育委員会事務局職員の人事については、原案のとおり可決ということでご異議ありませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

議案第 18 号 時津町教育委員会事務局職員の人事については、原案のとおり可決されました。

○ 相川教育長

それでは、以上で本日の日程は全て終了しました。

これもちまして、平成 3 1 年第 4 回時津町教育委員会会議を閉会します。